

三広聴収 第 71 号  
平成26年11月10日

放射能から子どもたちを守る三郷連絡会  
代表 大場 敏明 様

三郷市長 木津 雅 晟



### 要 望 書 に つ い て （ 回 答 ）

日頃から、市政各般にわたりご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
三郷市の放射能対策についての要望書について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

#### 要望事項

1. 公有地市有地を問わず、当面、市が責任を持って放射線量の高い場所の除染をすること。

#### （回 答）

市では、平成25年3月までに、三郷市除染実施計画において対象とした全ての公共施設の除染を実施いたしました。今後につきましては、施設における定期的なモニタリングの中で、雨風などによるウエザリング効果により、再び空間放射線量率の高い箇所が発生した場合には、除染を行ってまいります。

また、私有地において市民が自主的に測定した結果、放射線量が高い場所があるとの通報があった場合につきましては、市で測定を行い、従来どおり除染マニュアルによる除染方法の情報提供や放射線測定器の貸し出し及び除染相談などの支援を行っております。

2. 環境放射能と内部被曝の測定を強化すること。具体的には

(1)空間放射線量の高いところを含め、土壌の汚染状態を詳細に測定すること

#### （回 答）

土壌における放射能濃度の測定につきましては、国及び県が実施しており、本市における調査では上限値を超える結果は報告されておりません。今後も国及び県の測定結果を注視してまいります。

(2)セシウム以外の放射線量を測定すること。

(回 答)

年間の線量が1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの地域では、事故由来放射性物質のほとんどがセシウムと考えられていることから、本市での放射性物質の測定は、セシウムのみを測定しております。

(3)市民が持参する流通食品の放射能測定も実施すること。

(回 答)

国が指定した17都県から出荷される農水産物につきましては、都道府県等が出荷前の放射性物質検査により安全性を確認し、基準値を超過したものが流通しないように管理されております。

また、流通食品につきましても、業界団体をはじめ国や県による放射性物質検査が実施されており、その結果を国及び県が公表しております。このようなことから、流通食品の安全性は確保されていると考えられるため、市で検査を実施することは考えておりませんが、国及び県の公表結果を注視してまいります。

3. 放射線の健康被害を心配して各種検査する市民に補助金を給付すること。

(回 答)

健康診断の補助につきましては、平成23年6月から実施している福島県による県民のホールボディカウンターによる内部被ばく検査において、平成26年8月までの約21万人を検査した状況では、全員、健康に影響が及ぶ数値ではなかったと公表されております。

また、平成23年10月から実施している同県による甲状腺検査では、震災当時18歳以下の県民約36万人を対象に実施し、平成26年3月31日現在、90名が悪性ないし悪性の疑いと診断されております。この結果につきましては、これまで報道されたとおり、腫瘍の成長からみて原発事故との関連性は低いとの見解が示されております。

以上のことから、現時点では、内部被ばく検査等の健康診断にかかる補助の実施は考えておりませんが、今後も、国の動向、福島県及び他自治体における検査結果の状況などを注視してまいります。

4. 以上のような課題を実施するためにも、およびこれまでの測定を継続するためにも、放射能対策室の態勢を維持強化すること。

(回 答)

現在の組織を維持してまいりたいと考えております。放射能対策全般につきまして、三郷市の現状を把握し、適切な運営に努めてまいります。